

陸運業におけるテールゲートリフター、ロールボックスパレット関連災害分析

○死亡災害発生状況

対象	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年 (~5 月)
テールゲートリフター ()内は、ロールボックスパレット関連	1 (1)	3(2)	2 (1)	2 (1)	1 (1)
ロールボックスパレット	2	2	0	1	0
参考：フォークリフト	4	3	10	3	4
陸運業全体	102	101	87	95	29

*災害概要は、別紙 1 のとおり

- ・テールゲールリフター関連災害は、年間 2 件平均。そのうち半数は、ロールボックスパレットパレット関連
- ・ロールボックスパレット単独の事例も、年間 1~2 件程度発生

○令和 2 年テールゲートリフター関連災害 (330 件) の傷病性質別・休業見込み日数 (別紙 2-1)

- ・骨折による災害が、全体の約 55% (330 件中 181 件) を占めている
- ・骨折のうち、80% (181 件中 145 件) の災害が休業見込み日数 30 日以上
- ・全体の 60% (330 件中 198 件) が、休業見込み日数 30 日以上

○令和2年ロールボックスパレット関連災害（1,013件）の傷病性質別・休業見込み日数（別紙2-2）

- ・骨折による災害が、全体の約48%（1,013件中482件）を占めている
- ・骨折のうち、74%（482件中386件）の災害が休業見込み日数30日以上
- ・全体の49%（1,013件中493件）が、休業見込み日数30日以上

○陸運業における主な起因物別の平均休業見込み日数（令和2年）（別紙3）

- ・テールゲートリフター起因災害の休業見込み日数は、47日
- ・ロールボックスパレット起因災害の休業見込み日数は、33日
 - *フォークリフト起因災害は、休業見込み日数は、48日

まとめ

- ・テールゲートリフター、ロールボックスパレットともに死亡災害は、毎年複数件発生している
- ・テールゲートリフター、ロールボックスパレットともに発生した災害は、骨折等が半数、休業見込み日数が、30日以上の重篤な災害が2/3を占めている
- ・テールゲートリフター関連災害全数の平均休業見込み日数は、フォークリフト関連災害の48日とほぼ同じである
- ・ロールボックスパレット関連災害についても、テールゲートリフター、フォークリフトほどではないものの、平均休業見込み日数30日以上である

以上の結果に鑑み、テールゲートリフター作業、ロールボックスパレットの取扱いについては、災害増加に歯止めをかけるため、現状のフォークリフトと同等レベルの安全衛生教育が必要と考える。

陸運業におけるテールゲートリフターが関係した死亡災害（9件：平成30年1月から令和4年4月）

（うち、ロールボックスパレット 5件）

令和4年分（5月末現在）【1件】

概要	推定原因
被災者は6トンチルド車のドライバーで、〇〇物流（株）〇〇物流センターに午前2時38分に到着し、チルド商品の入ったかご車を同チルド車に搬入する作業を一人で行っていた。午前2時47分、5、6台目のかご車を搬入チルド車に搬入中、テールゲートリフトの昇降板の端部のストッパーを使用していなかったため、かご車の4つキャスターのうち一つが脱輪し、支えようとした被災者が下敷きとなり窒息死した。	搬入方法の誤り。テールゲートリフトの傾斜、ストッパーの不使用。

令和3年分【2件】

概要	推定原因
〇〇の到着ホームにおいて、4tトラックの荷室から約500キログラムの <u>コールドロールボックス（以下「CRB」という）</u> を卸す際、事業場の既設油圧リフトを上昇させずに作業を行ったため、CRBが被災者の上半身に被る形で地面に落下し、被災者が下敷きになったもの。	油圧リフトを荷室の高さまで上昇させずに作業を行ったため、CRBがパワーゲートから落下したことによる。
重さ約1.2トンの精密機械を4トントラックの荷台から降ろす作業を行っていた。他の労働者が手動式ハンドリフトを操縦して精密機械をトラックパワーリフトの上に移動させていた。この時被災者は精密機械を支えて（補助）いた。精密機械がパワーリフトの上に乗ったとき、パワーリフトがしなるような状態となり、精密機械が地上に落下して被災者が精密機械の下敷きとなった。	パワーリフトがしなるような状態になる重さの精密機械を、パワーリフトの上に乗せたこと。

令和2年分【2件】

概要	推定原因
<p>配送センターにおいて、10 tトラック用バース（プラットホーム高さ：1.3 m）にて、4 tトラック（種類：アルミバン、荷台高さ：1.0 m）に荷の積み込みを終え、荷台後方でテールゲートを閉める作業中に、荷台とプラットホームの高さ調整のために後輪下に設置していた台木（高さ：15 cm）から後輪が落下したためトラックが後進し、トラックとプラットホームとの間に挟まれたもの。</p>	<p>車輪止めが前進側のみ設置され、後進側に設置されていなかったこと。サイドブレーキが緩かったこと（ニュートラルの状態であった）。</p>
<p>被災者は、配送先事業場の搬入口付近に4トントラックを停車させ、トラックの荷台に積んであった<u>ロールボックスパレット</u>をテールゲートリフターで地上に下ろし、地上部から搬入口に敷いた合板上を移動させていたところ、地面と合板の間に生じた段差に当該パレットの車輪が引っ掛かったため倒れ、被災者が下敷きとなったもの。パレット上には、箱に入った飲料水（重量約300 kg）が載せられていた。</p>	<p>合板と地面の隙間にロールボックスパレットの車輪が引っ掛かり、バランスを崩したこと。</p>

令和元年・平成31年分【3件】

概要	推定原因
<p>被災者は納品のため、トラック荷室からテールゲートリフター（以下、「リフター」という。）を使用し、飲料水等の商品が入った<u>ロールボックスパレット</u>（以下、「かご車」という。）を荷卸ししていた。被災者は、かご車2台を荷室からリフターの昇降板で、地上に卸していたところ、昇降板が接地する直前に、かご車が転倒し、その下敷きとなったもの。</p>	<p>リフター昇降板が接地する前に、昇降板のストッパーを解除したこと。</p>
<p>被災者は配送先の工場への納品のため、4 tトラックを搬入口につけ、トラックの荷台にある<u>ロールボックスパレット</u>を下ろそうとしたところ、テールゲートリフター上でロールボックスパレットが倒れ、倒れてきたロールボックスパレットに被災者がはさまれたもの。</p>	<p>テールゲートリフターに傾斜がついたままロールボックスパレットを搬出しようと曳いたため、ロールボックスパレットに勢いがつき転倒したこと。</p>

<p>被災者は、配送先である介護施設にて、利用者の食事の空容器等が入った配膳カート（重さ約140kg）をテールゲートリフターで3tトラックに載せる作業中、配膳カート1台を積み終え、2台目を積もうとしていたところ、何らかの要因で倒れ、当該カートの下敷きになった。</p>	<p>配膳カートを引きながらテールゲートリフターに載せようとしていたため、倒れた配膳カートの下敷きになった。</p>
--	--

平成30年分【1件】

概要	推定原因
<p>被災者は貨物自動車による運送業務中、配送先である〇〇センター内において、荷卸しのために貨物自動車の荷台から<u>ロールボックスパレット（約300kg）</u>をテールゲートリフターに移動させたところ、ロールボックスパレットがその端部で停止せず、テールゲートリフターから地上に飛び降りた被災者の上に落下し、下敷きとなった。</p>	<p>監視カメラの記録から、テールゲートリフターのキャスターストッパーを使用しなかったためにロールボックスパレットが停止せずに落下したと推定される</p>

陸運業におけるロールボックス（単独）が関係した死亡災害（5件：平成30年～令和3年）

令和3年【1件】

概要	推定原因
右前方から来たロールボックスパレットを左手でつかんで引っ張ろうとしたところ、つかみ損ね、勢い余って後方に転倒した。保護帽は着用していたが、あごひもの無い仕様であったため、転倒の途中で脱げ、後頭部を床面に直接打ち付けた。	ロールボックスパレットを引っ張るために、体の重心を後方に置いていたこと。あごひもの無い保護帽を着用していたこと。

令和元年・平成31年【2件】

概要	推定原因
被災者は、荷降ろしのためトラックの荷台に乗り、荷が積まれたカゴ台車をつかんで後ずさりしながら荷台の後方に移動した後、カゴ台車の端を掴んだまま、後方で停車させていたフォークリフトの爪の上に移ったところ、カゴ台車が倒れ、カゴ台車の上部とフォークリフトのバックレストとの間に頭部から頸部を挟まれたもの。心肺停止で救急搬送され、心拍を一旦取り戻すも、3日後に死亡したもの。	調査中
A社構内のトラックドックにおいて貨物自動車（最大積載量3,100kg）の運転手が荷下ろし作業の準備のため、荷台左側のウイング及びあおりを開いた際、ロールボックスパレット（荷の重量425kg）1台が荷台から飛び出し、被災者に当たって被災者が転倒し、後頭部をコンクリートの床に打ち付け受傷した。なお、被災者は1人作業であり、保護帽は着用しておらず、前頭部も負傷していた。	あおりを開けた時に、ロールボックスパレットが荷台の左端から飛び出し、被災者に激突したと推定される。

平成30年分【2件】

概要	推定原因
被災者がフォークリフトを運転して、トラック荷台からロールボックスパレットを下ろそうとした際、隣に置かれていた別のロールボックスパレットが当該ロールボックスパレットに引っかかっていたためトラックの荷台から落ちそうになり、被災者がフォークリフトから降りてロールボックスパレットをトラック内へ押し戻そうとしたがかなわず、ロールボックスパレット上部の角が側頭部に当たった。	トラック荷台からロールボックスパレットが落ちそうになったため、人力で押し戻そうとしたこと。
被災者を含む2名の作業者が、トラックへの荷の積込み作業を行っていたところ、カゴ	運搬する荷（カゴ台車+荷物）の重心が高い状態で、当該荷の運

台車が倒れ、カゴ台車の上の荷物（重さ約80kg×6個、長さ約3m）が被災者に激突した。カゴ台車の中には荷物は無く、上記の荷物をカゴ台車のわくの上に乗せているのみであった。

搬を行ったこと。

令和2年RBP災害（1,013件）

単位：件数

傷病性質－傷病部位	30日以上	30日未満	総計
骨折	356	126	482
打撲傷（皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む）	55	223	278
関節の障害（捻挫、亜脱臼及び転位を含む）	53	100	153
創傷（切創、裂創、刺創及び挫滅傷を含む）	5	35	40
負傷による腰痛	6	19	25
切断	6	1	7
神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び臓器等の疾患	3	4	7
負傷による腰痛以外の四肢等の負傷による非感染症疾患	1	3	4
外傷性の脊髄損傷	4	0	4
頭頸部外傷症候群（いわゆる「むち打ち症」）	1	2	3
感電、溺水、窒息等	2	0	2
重激な業務による筋肉等の疾患又は内臓脱（腰痛を除く）	0	2	2
上肢に過度に負担のかかる作業態様に起因する疾病（その他）	0	1	1
病原体をさらされる業務による疾病（その他）	1	0	1
上肢に過度に負担のかかる業務による腱鞘等の炎症	0	1	1
負傷に起因しない腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	0	1	1
暑熱な場所における業務による熱中症	0	1	1
頭部又は顔面部の負傷による頭蓋内疾患	0	1	1
総計	493	520	1013

* 令和2年死傷病報告による死傷者数 15,815件

* 骨折による災害が、全体の約48%を占めています。

* 骨折の内、74%の災害が休業見込み日数30日以上となっています。

別紙3

陸運業における主な起因物別の平均休業見込日数（令和2年）

起因物	死亡件数	平均休業見込日数	発生件数
フォークリフト	10	48日	778件
トラック	46	46日	4890件
通路	0	36日	1189件
人力運搬機	1	33日	1025件
荷姿のもの	4	33日	1795件
テールゲートリフター	2(1)	47日	330件
ロールボックスパレット	1	33日	1013件

* 令和2年死傷病報告による死傷者数 15,815件

* テールゲートリフター死亡件数の()内は、ロールボックスパレット関連